

【オーナー様へ】

現在、当社の社員を騙り、物件売却を促すといった、悪質なマンション売却勧誘の事例が多数報告されています。

弊社の「営業担当者」または「代表番号」以外から、上記のような内容をお伝えはしておりません。各オーナー様におかれましては、この類の不審な電話にはくれぐれもご注意くださいますようお願い申し上げます。

所有されている不動産に関して不審な連絡があった場合には、会話内容の録音・記録をし、電話番号をどうかお控えください。不安を感じられた際は、「営業担当者」または「弊社代表番号」に何なりとご相談ください。

株式会社ヴェリタス・インベストメント

お客様相談室 平日10:00～17:00(土・日・祭日・長期休暇を除く)

0120-277-712

03-4588-0001

veritas_owner@veritas-investment.co.jp

株式会社ヴェリタス・インベストメントによる不動産査定はコチラ

https://www.veritas-investment.jp/contact_form/owner

【悪質業者の勧誘を受けた場合の対応策】

■仕事中や夜遅くなど時間を問わず何度も勧誘の電話がかかってくるなどの場合は、電話に出ないもしくは、着信拒否をしましょう。

深夜又は長時間の勧誘その他の私生活又は業務の平穏を害するような方法によりその者を困惑させることの禁止(宅地建物取引業法施行規則 第16条の11第1号ヘ)

■「会社名」「担当者名」「電話の目的」を最初に聞き出してください。電話口の人間が名乗らなかつた場合は、直ちに電話をお切りください。

当該勧誘に先立って宅地建物取引業者の商号又は名称及び当該勧誘を行う者の氏名並びに当該契約の締結について勧誘を目的である旨を告げずに、勧誘を行うことの禁止(宅地建物取引業法施行規則 第16条の11第1号ハ)

■「売るつもりはない」「話を聞きたくない」「電話をしたくない」などの意思表示を相手にしてください。それでも電話や勧誘をやめない場合は、国民生活センターや都道府県、国土交通省地方整備局等に情報提供しましょう。

宅地建物取引業者の相手方等が当該契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む)を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続することの禁止(宅地建物取引業法施行規則 第16条の11第1号ニ)

[国民生活センター](#) [都道府県](#) [地方整備局](#)

■電話をかけてきた相手に対して、必ず個人情報の削除を申し出てください。

個人情報取扱事業者は、利用停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない(個人情報保護法 第35条第6項)

■突然の自宅訪問や、脅しのような口調など、度を越した勧誘事例が多数報告されています。身の危険を感じた時は迷わず警察へご連絡ください。